平成２５年（フ）第３４０号
高知県長岡郡本山町本山787番地２
債務者　近澤あおい
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１３号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目151番地７メゾンドフルール301
債務者　前村　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０１号
栃木県佐野市栃本町1155―１　コーポアイリスＢ―201、住民票上の住所栃木県佐野市富士見町13番29号
債務者　舘　　真一
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市井原町115―２　井原ステイツ103号、住民票上の住所名古屋市中村区名駅南３丁目４番26号　水主町住宅４―12号
債務者　後藤　　忠
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５２３号
川崎市川崎区藤崎２丁目11番５―216号　メイツ川崎
債務者　早川　尚美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２８号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所東京都足立区西新井３丁目６番17―204号
債務者　廣田　孝志
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３１号
川崎市中原区田尻町25番地　イズミール2203、前住所東京都中野区鷺宮１丁目28番15号　コーポ光106向井方
債務者　丸谷　武男
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
川崎市宮前区神木２丁目10番地３　グランドプラザ402
債務者　加藤　隣子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
川崎市麻生区黒川18番地１
債務者　中村えみ子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
川崎市川崎区塩浜１丁目16番46―310号　スタービル塩浜
債務者　庄司　健一
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１３９号
横浜市中区松影町２丁目７番地１　ノーブルコーケ横浜605号室
債務者　吉井久美子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４２号
横浜市神奈川区片倉４丁目14番14―207号
債務者　ジャクソンあけみ
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１５４号
横浜市磯子区中原３丁目５番23号　久良岐アパートＣ号
債務者　佐藤　勝則
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５７号
東京都立川市砂川町８丁目25番地の２アムール山崎107号室
債務者　工藤あゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９８７号
千葉県習志野市谷津５―５―16　渡辺コーポ301号室、住民票上の住所千葉県船橋市海神町南１丁目1389番地１　ウィンベルコーラス船橋201号
債務者　秋本順一郎
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月10日午前10時45分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係